



II類・III類の濃音化字音素  
：「床」、「性」、「税」、「状」、「帳」、「調」  
、「罪」、「的」の場合

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-05-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 車, 美愛 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00004563">https://doi.org/10.24729/00004563</a>

## Ⅱ類・Ⅲ類の濃音化字音素

一「床」、「性」、「税」、「状」、「帳」、「調」、「罪」、「的」の場合一

### 車 美 愛

車(1996b、1997)では、韓国語の濃音化字音素を定義し、そのうちのⅠ類の濃音化字音素について述べた。車(1998)ではⅡ類の濃音化字音素の一部について述べた。本稿ではⅡ類の濃音化字音素のうち車(1998)で述べられなかった【床】、【性】、【税】、【状】、【帳】、【調】、【罪】とⅢ類の濃音化字音素について考察する。

Ⅲ類の濃音化字音素は、独立の語との結合において濃音化せず、1文字の漢字と結合する場合にのみ濃音化する字音素つまり、Ⅱ類の濃音化字音素とは一見逆に見える性質を持った字音素である。Ⅲ類の濃音化字音素は【的】だけである。

## Ⅱ類の濃音化字音素

### 1. 【床】／상／

字音素【床】は、《膳・ものを載せる台》の意味で用いられる場合、例はすべて伝統的な語である。語例数はかなりあるけれども生産性はない。まず、独立の語との結合では次のように濃音化するのが原則である。

- (1) 交子一' 床 {長方形の大きな食卓}、茶啖一' 床 {接待用の大きな膳}、到任一' 床 {地方に赴任する官吏をもてなす膳}、飯酒一' 床 {晩酌の酒の膳}、番一' 床 {当直者の膳}、四仙一' 床 {四角い四人用の膳}、使者一' 床 {あの世の使者のための祭物膳}、喪門一' 床 {巫女の祈禱の供物の膳の一つ}、上山一' 床 {山神に供える膳}、城隍一' 床 {祈禱の際の祭祀用の机}、膳羞一' 床 {厄払いの儀式の膳の一つ}、歳拝一' 床 {年始の来客をもてなす膳}、水刺一' 床 {王の食事の膳}、按酒一' 床 {酒肴の膳}、薬酒一' 床 {酒肴の膳}、靈山一' 床 {厄払いをする時巫女が使う供え物の膳}、料理一' 床 {膳}、澆奠一' 床 {墓の前に供える供物膳}、

奠物一'床 {厄払いの儀式の膳の一つ}、奠雁一'床 {奠雁のとき雁を置く卓}、  
占一'床 {占いの用具を置く膳}、點心一'床 {昼食の膳}、朝飯一'床 {朝ご飯  
の膳}、祖上一'床 {先祖への供物を載せる膳}、昼物一'床 {簡単な食膳}、酒  
案一'床 {酒と肴を揃えた膳}

この原則に対する例外としては次のようなものがある。

(2) a. 濃音化しないもの

祈子一床 {子孫を得るため産神に捧げる祭物膳}、獨坐一床 {結婚式で使う特  
別な膳}、亡者一床 {使者の靈魂のための祭物膳}、佛事一床 {厄払いの時の  
祭物の膳}、御史一床 {粗末な膳}、樽花一床 {樽花を載せる台}、八仙一床 {八  
人用の四角い大きな膳}

b. 辞典間で表記の異なるもの

先靈一床 {祖先の靈魂のための祭物膳}

要素間の意味関係や字音素【床】自体の意味の観点から (1) と (2) を区別することはできないようである。したがって、(2) の例は純粹に辞書的例外として記述するしかない。すべて伝統的な古い用語であることを考えれば、この程度の例外があるのはたいして不思議なことではない。しかし、(2a) のうち「八仙一床」を除いてのすべての例は母音で終わる要素に【床】が付いたものである。同じ構造でも濃音化するものが数多くあるから、規則として述べることはもちろんできないけれども、一定の傾向が現われていると言えないこともない。同様の傾向が字音素【數】の例に関しても見られることは既に述べた<sup>1)</sup>。この二つの字音素は /人/ で始まる点でも共通性があるが、これについては字音素【税】の項で改めて述べることにする。

《膳・ものを載せる台》の意味の【床】は次のように固有語とも結合するが、その場合にも濃音化を生じる。

(3) 들一'床 {初誕生祝いの膳}、몸一'床 {脇膳}、술一'床 {酒と肴の膳}、아침一'  
床 {朝食の膳}、자리一'床 {寝具を積んで置く台}

一方、単純語構成では濃音化しないものが圧倒的に多い。したがって、《膳・ものを載せる台》の意味の【床】はⅡ類の濃音化字音素である。

(4) a. 濃音化するもの

素一祭'床 {葬式の前に使う白い膳}、祭'床 {祭祀の供物を載せる台}、樽'床 {祭祀用の酒樽を置く台}、香'床 {香台}

b. 濃音化しないもの

兼床 {二人用の膳}、空床 {背や肘掛けの腰掛け}、果床 {油蜜果を盛った膳}、机床 {四角い低い机}、望床 {うずたかく盛った膳}、飯床 {一揃いの食器}、縄床 {折り畳み椅子の一種}、御床 {王の食膳}、硯床 {文房具を置く小さな机}、龍床 {王座}、草床 {楽器を置く膳}、退床 {食膳を下げること}

《膳・ものを載せる台》以外の意味で用いられる【床】は決して濃音化せず、したがって濃音化字音素ではない。

- (5) 監床 {改まった場所に出す膳を検査すること}、擧床 {祝宴の前に歌舞を奏すること}、鑛床、起床、冷床 {人為的に温度調節をしない苗床}、路床、道床 {線路の路盤部分}、東床 {他人の婿}、苗床、病床、視床、岩床、濾過一床 {=濾床}、濾床 {水道水を濾過する所}、温床、臨床、地床 {地面より低い苗床}、銃床、就床 {就寝}、沈床 {堤防・護岸の基礎固めの構造物}、炭床 {炭層}、河床、海床 {海底}、花床 {花の萼(ガク)}、火床 {ボイラの火を焚くところ}

## 2. 【性】／성／

【性】は《性質・属性》及び《生物学的性》を意味する成分である。この成分を含む語のほとんどが近代的概念を表す用語である。《性質・属性》の意味の場合、造語能力が極めて高い。独立の名詞と結合する【性】はおそらく【的】と並んで最も生産性の高い造語成分であり「開かれた類」を形成するが、辞典の見出しとなるのはその一部でしかない。「名詞＋【性】」の形の複合語の意味は元の名詞の意味が与えられれば簡単に分かるからである。このような高い生産性を持つ複合語構造においては、【性】は濃音化するのが原則である。

- (6) 可能一'性、感受一'性、蓋然一'性、決斷一'性、共通一'性、關聯一'性、國民一'性、機動一'性、内向一'性、耐火一'性、論理一'性、多様一'性、普遍一'性、社交一'性、社會一'性、相關一'性、生産一'性、實在一'性、實現一'性、歴史一'性、優秀一'性、危険一'性、流行一'性、人間一'性、将来一'性、傳染一'性、調和一'性、尊嚴一'性、主觀一'性、週期一'性、主體一'性、重大一'性、重要一'性、地方一'性、指向一'性、創造一'性、抽象一'性、妥当一'性、通氣一'性、特異一'性、閉鎖一'性、必然一'性、必要一'性、海洋一'性、虚構一'性、互換一'性、活動一'性、吸水一'性  
など多数

例外として次のようなものが観察された。

- (7) 客觀一'性、屈傷一'性、晩成一'性、明瞭一'性、矛盾一'性、反動一'性、半透一'性、反抗一'性、四季一'性、水溶一'性、留巢一'性、離巢一'性、殘磁一'性、赤感一'性、合理一'性、協線一'性

濃音化表記の分布状況から判断して、このうちのいくつかは単純な表記もれであると思われるが、すべてがそうであるとは考えられない。字音素【税】の項で述べることになるが、一般に／ㄱ／で始まる字音素は濃音化の規則性が低い。その点を考えれば、非常に生産性の高い要素であるにもかかわらず例外が(7)に挙げた程度であるというのは、むしろ規則性の高さを示していると解釈できる。

次のように固有語と結びついた混成語の例も若干あるが、この場合は例外なく濃音化を生じる。

- (8) 두름一'性 {融通性}、마음一'性 {氣立て、根性、氣質}、  
사귀一'性 {社交性、人付き合い}、살一'性 {肌の質}、  
우김一'性 {意地っ張り、強情っ張り}、기닐一'性 {記憶能力、持続性}、  
참을一'性 {こらえ性、忍耐力}

一方、単純語構造の例もかなり多いが、この場合には次のように濃音化しないのが原

則である。

- (9) 苛性、假性、感性、個性、硬性、慣性、耐性、單性、魔性、蠻性、慢性、母性、變性、本性、酸性、素性、塑性、水性、陽性、良性、優性、油性、陰性、理性、磁性、定性、知性、眞性、天性、趨性、惰性、彈性 など

例外的に濃音化する例は非常に少なく、わずかに次のようなものが観察された程度である。

- (10) a. 濃音化するもの  
    黨' 性、向' 性  
    b. 辞典間で表記の異なるもの  
    傾性、冷性、病性、引性、韌性、化性

複合語に比べて語例数が少ない割に例外が少ないのは、近代的概念を表す語ばかりであるので、平均化が進んでいるためではないかと考えられる。(10)の例は「化性」を除いてみな終声を持つ要素に【性】が付いたものである。【床】の項で(2a)の例について述べたのと同じ傾向がここにも感じられる。

《生物学的性》の意味の【性】は決して濃音化しないから、したがってこの場合は濃音化字音素ではない。

- (11) 間性、男性、同性、無性、兩性、女性、雄性、有性、異性、中性

### 3. 【税】／세／

字音素【税】はかなりの生産性を持つ造語成分であり、用例のほとんどは近代的概念を表すものである。したがって、濃音化に関して規則性の高さが予測されるのであるが、実際はそうではなく濃音化の分布状況は混沌としている。まず、複合語構成では濃音化するものが若干多いようであるけれども、濃音化しない例もかなり見られる。

- (12) a. 濃音化するもの  
    經常一' 税、鑛産一' 税、郡一' 税、農地一' 税、面一' 税 {村民税}、

免除一'税、免許一'税、發行一'税、法人一'税、補完一'税、普通一'税、埠頭一'税、水道一'税、運搬一'税、有名一'税、遊興一'税、印紙一'税、一般一'税、林野一'税、資産一'税、場一'税 {市場の税金}、財産一'税、電氣一'税、展覽一'税、助興一'税 {妓生の花代}、従量一'税、住民一'税、酒造一'税、酒草一'税 {酒タバコ税}、出口一'税 {港から輸出するときかかる税}、通過一'税、通關一'税、通行一'税、平衡一'税、港口一'税、港一'税、行爲一'税など

b. 濃音化しないもの

加算一'税、減免一'税、個人一'税、客觀一'税、雇傭一'税、觀覽一'税、交通一'税、國內一'税、累減一'税、對人一'税、等差一'税、馬券一'税、賣上一'税、物品一'税、附帶一'税、比例一'税、死亡一'税、査定一'税、常時一'税 {平常時の税}、市郡一'税、市一'税、神布一'税 {巫女が納めた租税}、年金一'税、煙草一'税、郵票一'税 {郵便料金の旧称}、資本一'税、戦時一'税、主體一'税 {対人税}、増加一'税

(12a) と (12b) を区別する根拠は全く見当たらない。音韻的にも、意味的にも、語彙の新旧の面でも、規則性はおろか傾向すら認められない。「郡'税」と「面'税」は濃音化するのに「市郡税」と「市税」は濃音化しないという事実、その不規則性が端的に示されている。

字音素【税】の不規則性は、また、次のように辞典間で表記の異なる例が異常に多いことにも現われている。

(13) 去來一'税 {取引税}、工商一'税、廣告一'税、禁止一'税、累進一'税、臺帳一'税 {租税台帳の記載により課税する税}、道一'税 {地方自治体である道で課す税金}、防衛一'税、配賦一'税、保護一'税、附加一'税、不動産一'税、富裕一'税、分與一'税、奢侈一'税、消費一'税、運送一'税、運河一'税、流通一'税、釐金一'税 {昔の中国の関税}、利子一'税、人頭一'税、臨時一'税、入場一'税、入港一'税、自動車一'税、電話一'税、贈與一'税、地方一'税、織物類一'税、興行一'税

【税】がなぜこのような顕著な不規則性を持つか、その理由については推測の域を出ないが、【税】が / 人 / を初声とするためではないかと考えられる。 / 人 / 以外の平音

の場合、鳴音後濃音化の環境において濃音化しなければ必ず有声化する。ところが／人／の場合は音声的にも有声音はないので、濃音化しなければ原音価の [s] のままである。つまり、音声的に見た場合、／人／では濃音化音と非濃音化音とが [±緊張音性] という一つの素性だけで区別されるのに対して、／フ, ㇿ, ㇾ, ス／では [±緊張音性] と [±有声音性] という二つの素性で区別される。したがって、単純に音声的な観点からすれば、／人／においては濃音化音と非濃音化音との距離が他の平音におけるよりも近いことになる。この違いが聴覚的な区別のしにくさとして現われているのではないかと考えられるのである。／人／を初声とする濃音化字音素には、【税】の他に【床】、【性】、【數】がある。このうち【數】には一部【税】の場合と似た説明のつかない不規則性が見られた。【床】はそれほど不規則的な分布を見せてはいなかったが、これは用例のほとんどが伝統的な語であり、また固有語的な性格も多分に持っているので、【税】や数学用語を造る【數】の場合とは事情が異なる。【性】はほとんどすべて近代的な概念の語を造るのであるが、【税】とは違って反例は極めて少ない。したがって、上に述べた推測に対する反証のように見える。しかしながら、【性】は非常に高い生産性を持つ要素であり、おそらくⅢ類の濃音化字音素【的】と並んで最も造語力が旺盛であると考えられる。また、【的】と同様、先行要素との意味の関係も一様で単純である。このために、【性】に関しては平均化、規則化の力が強く働いているのではないと思われる。

単純語の【税】は次のように濃音化しないのが原則である。

(14) a. 濃音化するもの

分' 税 {雑税の一種}、人' 税 {対人税}、印' 税

b. 濃音化しないもの

嫁税、苛税、加税、減税、貢税 {租税}、課税、關税、免税、無税、商税 {商人から取る税}、収税 {税金を取り立てること}、水税 {堰の水の使用料}、漁税 {漁業税}、有税、田税 {田畑に対する税}、租税、酒税、主税、重税、増税、地稅、徵税、抽税 {税額を算出すること}、通税 {脱税}、布税 {布地で納めさせた税}

c. 辞典間で表記の異なるもの

庫税 {倉庫の使用料}、鹽税 {塩の製造販売にかかる税}



#### 4. 【状】／장／

《書状》の意味で用いられる字音素【状】はかなりの生産性を持つ造語成分であり、複合語構成ではほとんど例外なく濃音化を生じる。

- (15) 感謝一' 状、告發一' 状、告訴一' 状、公開一' 状、公訴一' 状、拘留一' 状、  
拘引一' 状、起訴一' 状、免許一' 状、報告一' 状、辭令一' 状、赦免一' 状、  
謝罪一' 状、紹介一' 状、召喚一' 状、収監一' 状、信用一' 状、信任一' 状、  
案内一' 状、年賀一' 状、委任一' 状、遺言一' 状、認可一' 状、認許一' 状、  
任命一' 状、絶縁一' 状、照會一' 状、注文一' 状、指令一' 状、招待一' 状、  
招請一' 状、推薦一' 状、祝賀一' 状、表彰一' 状、抗訴一' 状、許可一' 状、  
呼出一' 状 など

ただ一語「馳進状」〔守令が監營に駆せ参ずる事を知らせた書状〕だけが、『民衆』で濃音化すると表記されているのみで、他の二辞典では濃音化表記がない。もちろん、これは伝統的な古い語である。

一方、単純語構成では、濃音化例もかなりあるけれども、濃音化しない例の方が多い。

##### (16) a. 濃音化するもの

等' 状 {連署して陳情すること}、免' 状、赦' 状 {赦免状}、封' 状 {封書}、  
賞' 状、誓' 状 {誓約書}、訴' 状、送' 状 {送り状}、連' 状 {連名した書状}、  
令' 状、原' 状 {最初の訴状}、證' 状 {証書}、請' 状 {信徒を招く書状}、  
招' 状 {招待状}

##### b. 濃音化しないもの

家状 {祖先の行跡の記録}、古状 {昔の人の書状}、過状 {詫び状}、歎状 {嘆願状}、具状 {具申状}、臺状 {校正刷り}、文状 {官庁の書類}、民状 {人民の訴えなどの書類}、病状 {病欠届け}、報状 {昔の報告書}、辭状 {辞表}、  
謝状 {礼状}、上状 {敬意・弔意を表す手紙}、書状、禮状、慰状 {見舞い状}、  
儒状 {儒生の陳情書}、儀状 {礼儀規範、容貌と振舞い}、呈状 {訴状を官庁に出すこと}、借状 {借用書}、添状 {添え状}、退状 {訴状を送り返すこと}、

賀状、行状〔倭人に対する旅行証明書<sup>2)</sup>〕、許状〔免許証、許可書〕、勲状〔勲功を讃える文書〕、訓状〔教訓の手紙〕

したがって、【状】はⅡ類の濃音化字音素であるということになる<sup>3)</sup>。(16)には現代ではあまり使われない特殊な古い用語が多い。

【状】には／장／の他に／상／という読みもあるが、その場合は濃音化字音素ではない。

## 5. 【帳】／장／

字音素【帳】は《帳面・帳簿》および《とばり・カーテン》の意味で用いられる成分である。いずれの場合もあまり生産的な造語成分ではない。

《帳面・帳簿》の意味の場合、複合語構成では濃音化するのが原則である。

- (17) 空名一'帳〔名前の書いていない叙任書〕、過去一'帳、勸化一'帳〔寺の寄付金集めの帳簿〕、寄附一'帳〔奉賀帳〕、單語一'帳、賣買一'帳、明細一'帳〔明細を記した帳簿〕、補助一'帳〔補助帳簿の略〕、簿記一'帳、文介一'帳〔仕訳帳〕、手票一'帳〔小切手帳〕、時在一'帳〔手持ちの金や穀物の帳簿〕、身分一'帳〔教導所の帳簿〕、注文一'帳、置簿一'帳〔金銭・物品の出納帳〕、會計一'帳、回向一'帳

三辞典ともに濃音化しないとしているのは「閻魔一帳」〔閻魔王の帳簿〕一例だけであった。ただし、この語についても『동아 사國語辭典』などは濃音化表記を与えている。調査した辞典間で表記の異なる例は次の通りである。いずれも、誤記の疑いがある。

- (18) 課題一帳、署名一帳、日記一帳、筆記一帳

一方、単純語構成では「準'帳〔校正紙〕」を除いてすべて濃音化しない。したがって《帳面・帳簿》の意味の【帳】はⅡ類の濃音化字音素である。

- (19) 口帳〔人口と戸数の帳簿〕、記帳、亂帳〔乱丁〕、臺帳、元帳〔昔の土地台帳〕、陰帳〔秘密帳簿〕、債帳〔負債の帳簿〕、清帳〔借りを清算すること〕、通帳

《とばり・カーテン》の意味の【帳】は、濃音化例がほとんどない。複合語構成の例は次の通りである。

(20) a. 濃音化するもの

門一'帳 {カーテン}、房一'帳 {部屋のカーテン}

b. 濃音化しないもの

九華一帳 {花模様のカーテン}、錦繡一帳 {絹に刺繍したカーテン}、芙蓉一帳 {芙蓉のとばり}

わずかこれだけの例に基づいて《とばり・カーテン》の意味の【帳】が濃音化字音素であるかないかを決めるのは難しい。それよりも、(20)のような例は固有語の複合語における濃音化に準ずるものとして処理する方が妥当ではないかと考えられる。濃音化の有無が固有語複合語の場合の原則に合っているからである<sup>4)</sup>。濃音化する「房'帳」と「門'帳」は〔場所〕あるいは〔用途〕の関係にあり、このような場合固有語の複合語では濃音化を生じる。濃音化しないほうの例は〔性質・形状〕を表しており、これも固有語の原則に合致する。また、固有語の厩(蚊)と結合した「厩(蚊)一帳」{蚊帳}では濃音化が生じないが、これも第一要素が生物名詞の場合には濃音化を生じないという固有語の一般原則に合っている。

単純語構成では決して濃音化しない。

- (21) 開帳 {賭博場を開くこと}、面帳 {遮蔽幕}、蚊帳、屏帳 {屏風と帳}、紗帳 {紗のカーテン}、繡帳 {刺繍をしたとばり}、牙帳 {軍隊で使った帳幕}、紙帳 {紙の蚊帳}、布帳 {とばり、幕、カーテン} など

## 6. 【調】 / 丕 /

字音素【調】は音楽の《楽調・曲調》や派生的な《調子・口調》の意味で用いられる造語成分であるが、濃音化の記述に際してこの意味の区分をする必要はないようである。用例の数は多いけれども生産性はあまりない。

独立の語との結合においては濃音化するのが原則である。

(22) 界面一' 調 {時調や歌曲の曲調の一種}、내림一' 調 {変音だけで表される曲調}、  
 높림一' 調 {からかい調}、命令一' 調、睦朗廳一' 調 {はっきりしない態度}、  
 民謡一' 調、復古一' 調、非難一' 調、是非一' 調 {決め付けるような口調}、阿  
 諂一' 調 {おべっか調}、詠歎一' 調、올림一' 調 {嬰音だけで表される曲調}、  
 雄辯一' 調、議論一' 調、人事一' 調 {挨拶するような口調}、장난一' 調 {冗談  
 半分の口調}、七五一' 調、行下一' 調 {口止めや機嫌とりのための行動}、戲弄一'  
 調 {からかうような口調} など

三辞典ともに濃音化しないとしている例は「걸림一調」{=関係調}と「關係一調」と「並  
 行一調」の三例だけであった。どちらも音楽用語である。「나란한一調」{=平行調}と「近  
 親一調」{=関係調}は『民衆』と『三星』には濃音化しないと、『三省』にはこれらの  
 例は載っていない。次の例に関しては辞典により表記が異なっている。

(23) 다一調 {ハ調}、마一調 {ホ調}、抒情詩一調、  
 仙呂一調 {楽曲の羽声音調の一つ}、平行一調 {関係調の一つ}

一方、単純語では濃音化しないのが原則である。したがって、【調】はⅡ類の濃音化字  
 音素である。

(24) a. 濃音化するもの

京' 調 {ソウルの風俗習慣}、硬' 調 {買い手が多くて値が上がること}、  
 弄' 調 {ふざけたような語調}、短' 調、嶺' 調 {時調の唱法の一つ}、  
 完' 調 {時調の唱法の一つ}、長' 調

b. 濃音化しないもの

強調、高調 {高い調べ、強調}、古調 {古い曲調}、基調、亂調、單調、同調、  
 變調、歩調、不調、悲調 {悲しい曲調}、散調 {民俗音楽の一種}、聲調、順調、  
 時調 {伝統的な定型詩}、親調、哀調、語調、羽調 {羽声の曲調}、音調、低調、  
 轉調、正調、主調 {基調}、快調、風調、好調 など

このほか「平調」{朝鮮の俗楽の音階}に対しては『民衆』だけが濃音化しないとし、他

の二辞典は濃音化表記を与えている。

## 7. 【罪】 / 죄 /

字音素【罪】はかなり生産性の高い造語成分である。まず独立の語との結合ではほとんど例外なく濃音化を生じる。

- (25) 姦通一' 罪、監禁一' 罪、強姦一' 罪、強盗一' 罪、教唆一' 罪、内亂一' 罪、逃亡一' 罪、逃走一' 罪、亡命一' 罪、謀叛一' 罪、誣告一' 罪、未遂一' 罪、幫助一' 罪、妨害一' 罪、放火一' 罪、背反一' 罪、背任一' 罪、不敬一' 罪、誹毀一' 罪、詐欺一' 罪、殺生一' 罪、殺人一' 罪、傷害一' 罪、扇動一' 罪、騷擾一' 罪、収賄一' 罪、失火一' 罪、外患一' 罪、誘拐一' 罪、偽造一' 罪、偽證一' 罪、遺棄一' 罪、窃盜一' 罪、重婚一' 罪、致死一' 罪、暴動一' 罪、暴行一' 罪、賄賂一' 罪、横領一' 罪 など多数

例外は次のように辞典間で不一致の見られるものだけである。

- (26) 結社一罪、沽聖一罪 [聖事に対する謝礼を受けた罪]、輕垢一罪 [過ちの比較的軽い罪 (仏教)]、四重一罪 [殺生・偷盜・邪淫・妄語の四禁を犯すこと]、越俎一罪 [不当に他人の事に干渉する罪]、質料一罪 [悪人であることを自覚せず犯した罪]

単純語では逆に極めてわずかな例外を除いて濃音化は生じない。

### (27) a. 連体修飾関係

巨罪 [大きな罪]、輕罪、公罪 [国家の利益を害した罪]、多罪 [罪の多いこと]、大罪、同罪、無罪、微罪、私罪、數罪 [いろいろな罪]、餘罪、原罪、前罪、重罪、他罪 [余罪]

### b. 動詞目的語関係

嫁罪 [罪を転嫁すること]、加罪 [罪を重ねること]、勘罪 [罪を審議し処分すること]、減罪 [罪を軽くすること]、告罪 [罪を告白すること]、科罪 [罪を処断すること]、歸罪 [罪を人にかぶせること]、論罪 [罪の成立や輕重を

論ずること)、斷罪、待罪 {処罰を待つこと}、問罪 {罪を問うこと}、犯罪、謝罪、赦罪 {罪を許すこと}、書罪 {罪状を書いて門に張り付けること}、恕罪 {情状酌量で罪を許すこと}、受罪 {罪の報いを受けること}、冤罪、有罪、宥罪 {罪を大目に見ること}、坐罪 {罪を受けること}、知罪 {自分の罪を知ること}、添罪 {罪を重ねること}、請罪 {減刑や免罪を願うこと}、治罪 {過ちを正しく罰すること}、討罪 {罪を追求し厳しく咎めること}、被罪 {罪を被ること}、解罪 {告解聖事で罪の許しを得ること}、悔罪 {罪を悔いること}

c. その他

功罪、徒罪 {徒刑にあたる罪}、盜罪、死罪、首罪 {最も重い罪}、流罪、情罪 {事情と罪情}、從罪 {從犯に課する罪}、笞罪 {笞刑を受けるほどの罪}、刑罪 {刑罰と罪}

例外的に濃音化する例は次の通りである。

- (28) 姦' 罪 {姦淫罪、姦通罪}、宮' 罪 {中国の男女不義(宮刑)の罪}、  
臙' 罪 {不正な方法で金品を得た罪}、杖' 罪 {杖刑にあたる罪}、  
斬' 罪 {刑にあたる罪斬}

これらはいずれも古い語であり、また具体的な罪名であって (27 a, b) のような意味関係のものはここに含まれていない。したがって、【病】<sup>5)</sup> の場合と極めてよく似たパターンではあるけれども、ただ (27 c) と (28) とを区別することはできないようであるから、(28) は単純な辞書の例外としか処理できない。

### Ⅲ類の濃音化字音素

Ⅲ類の濃音化字音素は、一見Ⅱ類のものと全く逆の性質を持ったように見える字音素、つまり独立の語との結合において濃音化せず、1文字の漢字と結合する場合にのみ濃音化する字音素である。字音素【的】だけがこの類に属する。

## 1. 【的】 /적/

【的】は名詞を形容詞的表現に転ずる要素として極めて生産性の高い成分であり、おそらく造語成分の中で最も生産性が高いものの一つであると思われる。独立の語との結合は「開かれた類」を形成する。その場合には濃音化は生じないのが原則である。

- (29) 家庭-的、假定-的、感動-的、強制-的、個人-的、客観-的、決定-的、  
経済-的、古典-的、固定-的、空間-的、官能-的、具體-的、國際-的、  
近代-的、機械-的、基本-的、論理-的、能動-的、段階-的、大大-的、  
大衆-的、代表-的、獨斷-的、物理-的、微視-的、民主-的、反射-的、  
保守-的、封建-的、副次-的、事務-的、散文-的、殺人-的、相對-的、  
生産-的、世界-的、時間-的、時代-的、實證-的、良心-的、歴史-的、  
例外-的、原始-的、理論-的、印象-的、一般-的、自動-的、自治-的、  
全體-的、主観-的、重點-的 など多数

例外としては次のような語に関して辞典間で違いが見られる程度である。

- (30) 假想-的、假象-的、感銘-的、感情-的、懣情-的、慢性-的、命令-的、  
模範-的、母性-的、迷信-的、反省-的、思辯-的、敘事詩-的、外面-的、  
自敘傳-的、全面-的、存在論-的、中世紀-的、現象論-的

絶対数からするとかなり多いように見えるけれども、【的】の生産性の高さから見れば極めて少ないと見なす方が妥当であろう。

一方、1文字の漢字と結合する場合には例外なく濃音化を生じる。

- (31) 公' 的、狂' 的、内' 的、端' 的、動' 的、美' 的、病' 的、史' 的、私' 的、  
性' 的、詩' 的、心' 的、量' 的、靈' 的、外' 的、人' 的、全' 的、靜' 的、  
縦' 的、知' 的、横' 的

次のような例は一見例外のように見えるけれども【的】の意味が異なる。《まと》や《確

か》の意味であるから別な字音素であり、それは濃音化字音素ではないというだけのことである。

- (32) 監的 {射撃的に命中したかどうかを見ること}、言的 {暗号、合言葉}、遠的 {遠くの}、準的 {対象や目標となりうること}、眞的 {本当で間違いのないこと}、標的

なぜ【的】だけがこのような特異性を持つかについては、それが【的】の性質だとしか言いようがなく、説明不可能であるけれども、ただ【的】が他の濃音化字音素と異なる点が他にないわけではない。他の濃音化字音素が意味上名詞的な性質を色濃く持つものに対して、【的】は意味内容が希薄な虚辞的性格の強い要素である。確かに韓国語文法において「～的」という表現全体は名詞的位置づけを与えられているけれども、【的】自体が名詞であるとは考えにくい。このような特異性が濃音化の分布パターンの特異性とどのように結びつくかはわからないが、単なる偶然の一致とは思われない。

#### 注)

- 1) 車 (1997) の P.21 の (62) と P.22 の (65) 参照。
- 2) 「行状」には {ふるまいや品行} の意味もあるが、その場合には濃音化は生じない。
- 3) 車 (1988、名古屋大学修士論文) ではこれを I 類に分類していた。  
それは、そこで調査の対象とした中辞典クラスの辞典には (16b) の例の大半は見出し語となっておらず、濃音化するものの方がむしろ多かったためである。それほど (16) には現代ではあまり使われない特殊な古い用語が多い。
- 4) 車 (1998) の注 4) 参照。
- 5) 車 (1998) の P.11 参照

#### 参考文献

- 『국어대사전』李熙承編、民衆書林：ソウル、1991年  
『새우리말큰사전』申琦澈・申瑢澈編、三省出版社：ソウル、1984年  
『最新改定三星版국어대사전』韓国語辭典編纂會編、三星文化社：ソウル、1991年  
『東亞新크라운國語辭典』東亞出版社編輯部編、東亞出版社：ソウル、1985年



- 『朝鮮語大辞典』大阪外国語大学朝鮮語研究室編、角川書店：東京、1986年
- 金 榮起 1975 『Korean Consonantal Phonology』ソウル：塔出版社
- 金 永松 1981 『国語音の研究』ソウル：科学社
- 金 完鎭 1985 『国語音韻体系の研究』ソウル：一潮閣
- 金 鎭宇 1970 「Boundary Phenomena in Korean」『Papers in Linguistics』2.1.
- 南 廣祐 1984 『韓国語の発音研究』ソウル：一潮閣
- 呉 貞蘭 1987 「国語複合語内部の硬音化現象」『言語』12.1:35-53  
1988 『硬音の国語史的研究』ソウル：翰信文化社
- 李 秉根 1985 『国語音韻体系の研究』ソウル：開文社
- 任 洪彬 1981 「사이시옷問題の解決のため」『國語學』10:1-35
- Chung Kook 1980 『Neutralization in Korean: A Functional View』  
Seoul: Hanshin Pub. Co.
- 車 美愛 1996 a 「漢字語の濃音化－側音後濃音化の場合」『人文学論集』第14集、  
大阪府立大学人文学会：1-30  
1996 b 「現代韓国語の鳴音後濃音化について」『大阪府立大学紀要（人文・  
社会科学）』第44巻、大阪府立大学：67-82  
1997 「現代韓国語の鳴音後濃音化についてⅡ」『大阪府立大学紀要（人文・  
社会科学）』第45巻、大阪府立大学：17-32  
1998 「Ⅱ類の濃音化字音素－「課」、「級」、「氣」、「宅」、「房」、「病」の  
場合－」『人文学論集』第16集、大阪府立大学人文学会：1-16
- 許 雄 1984 『国語音韻学』ソウル：正音社  
1984 『国語学』ソウル：Seam文化社
- Allen, Margaret R. 1974 Vowel Mutation and Word Stress in Welsh. Linguistic Inquiry 4.2
- Chomsky, N. and M. Halle 1968 The Sound Pattern of English.  
New York: Harper and Row
- Martin, S. 1954 Korean Morphophonetics. Baltimore: Waverly Press

本稿の内容の一部は朝鮮学会第43回大会において口頭発表した。

(韓国語講師)